

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の概要

- 1 所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大
刃渡り5.5センチメートル以上15センチメートル未満の剣を新たに所持の禁止の対象とする。
- 2 銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化
 - (1) 銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加
破産手続開始の決定を受けたこと、禁錮以上の刑に処せられたこと、ストーカー行為をしたこと、配偶者に対する暴力行為をして裁判所から命令を受けたこと、自殺をするおそれがあること等を銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由に追加する。
 - (2) 銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者に係る欠格期間の延長
人の生命又は身体を害する罪に当たる違法な行為等を行い、これにより銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者の欠格期間を5年から10年に延長する。
 - (3) 高齢者に対する認知機能検査の導入
銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする者で75歳以上のものは、都道府県公安委員会が行う認知機能検査を受けなければならないこととする。
 - (4) 射撃技能に関する講習の受講義務の新設
猟銃の所持許可の更新を受けようとする者は、都道府県公安委員会が行う射撃技能に関する講習を受け、その課程を修了しなければならないこととする。
 - (5) 年少者による空気銃の所持の制限
 - ア 14歳以上18歳未満の者で所持許可を受けて空気銃を所持することができるものの範囲を、国際的な規模で開催される一定の空気銃射撃競技に参加する選手等に限定する。
 - イ 14歳以上18歳未満の者で一定の空気銃射撃競技に参加する選手等であるものが、射撃指導を受けるために、射撃指導員が所持許可を受けて所持する空気銃を所持することができる制度を導入する。
- 3 実包等の所持に関する規制の強化
 - (1) 実包の所持状況の記録化
猟銃の所持許可を受けた者は、帳簿を備え、当該猟銃に適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したときは、これに所定の事項を記載しなければならないこととする。
 - (2) 実包等の保管に係る努力義務の新設
銃砲を保管する者は、同一の建物内に当該銃砲に適合する実包等を保管しないよう努めなければならないこととする。
- 4 銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化
 - (1) 行政調査に関する規定の整備
都道府県公安委員会は、銃砲刀剣類の所持許可を受けた者が当該所持許可を受けた後も引き続き所持許可の基準に適合しているかどうか等を調査するため必要があると認めるときは、その者に対し必要な事項の報告を求め、若しくはその指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができることとする。
 - (2) 調査を行う間における銃砲の保管に関する規定の新設
都道府県公安委員会は、銃砲の所持許可を受けた者が人に暴行を加える等の行為をし、かつ、その粗暴な言動等から判断して、欠格事由に該当する疑いがあると認められる場合において、その者に当該許可に係る銃砲を保管させておくことが適当でないと認めるときは、当該銃砲の提出を命じ、調査を行う間、提出された銃砲を保管することができることとする。この場合において、当該保管の期間は、30日を超えることができないこととする。
 - (3) 都道府県公安委員会に対する申出制度の新設
何人も、付近に居住する者等で銃砲刀剣類を所持するものが、その言動等から当該銃砲刀剣類により人の生命、身体等を害するおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、その旨を申し出ることができることとする。
- 5 猟銃安全指導委員制度の新設
都道府県公安委員会は猟銃の所持許可を受けた者であって人格識見に優れたもののうちから猟銃安全指導委員を委嘱することができることとし、猟銃安全指導委員は猟銃の所持及び使用による危害を防止するための猟銃所持者に対する助言、民間団体の活動への協力等の職務を行うこととする。